

## 松山市障害児（者）日中一時支援事業実施要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第3項の規定に基づき，在宅の障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の介護を行う者の疾病その他の理由により、一時的に見守り等の支援が必要な障害者等に対して、障害者支援施設その他の施設において、日中における活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援（以下「日中一時支援」という。）を行うことにより、障害児（者）を日常的に介護している家族の一時的な休息等を図るため、日中一時支援を利用する障害者等に対し、日中一時支援費の支給について必要な事項を定めるものとする。

### （支給対象者）

第2条 日中一時支援費の支給対象者は、次のとおりとする。

- (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所において知的障害を有すると判定された者
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた18歳未満の者
- (3) 医療機関等において実施する日中一時支援事業を利用する場合は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者のうち次のいずれかに該当する者。（介護保険対象者を除く。）
  - ア. 気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
  - イ. 次の状態に5つ以上当てはまる者
    - i 自力で移動が不可能であること。
    - ii 意味のある発語を欠くこと。
    - iii 意思疎通を欠くこと。
    - iv 視覚による認識を欠くこと。
    - v 原始的な咀嚼、嚥下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること。
    - vi 排泄失禁状態であること。

ウ. 単価区分等判定票による日中一時区分 1 以上で次の状態に該当する者

- i 進行性筋萎縮症に罹患している者
- ii 重症心身障害者
- iii 筋萎縮側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する者

(4) 医師により発達障害（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害）と診断された18歳未満の者

2 ただし、次の各号のいずれかに該当する者を除く。

- (1) 法第5条第11項に定める障害者支援施設（通所施設を除く。）に入所中の者
- (2) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設（通所施設を除く。）に入所中の者

3 その他市長が必要と認める者

（実施日等）

第3条 日中一時支援を行う事業(以下「日中一時支援事業」という。)の実施日は、当該事業を行う事業者(以下「事業者」という。)の定めるところによるものとし、実施時間は、原則午前8時から午後8時までとする。

（利用申請）

第4条 日中一時支援費の支給を受けようとする障害児の保護者又は障害者は、地域生活支援事業支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

（支給決定）

第5条 市長は、前条の規定による申請が行われたときは、当該申請を行った障害者等の障害の程度、当該障害者等の介護を行う者の状況等を勘案して、日中一時支援費の支給を決定（以下「支給決定」という。）するものとする。

2 市長は、支給決定を行う場合には、月を単位として日中一時支援費を支給する日中一時支援の支給量を定めるものとする。

3 前項に規定する日中一時支援の支給量の上限は、7日とする。ただし、市長がやむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

4 市長は、支給決定を行ったときは、当該支給決定を受けた障害児の保護者又は障害者（以下「支給決定障害者等」という。）に対し、地域生活支援事業支給決定通知書兼利用者負担額減額・免除等決定通知書（第2号様式）及び支給量その他必要な事項を記載

した地域生活支援事業受給者証（第3号様式。以下「受給者証」という。）を交付するものとする。

（有効期間）

第6条 支給決定の有効期間は、支給決定の日から概ね1年とする。

（利用方法）

第7条 日中一時支援を受けようとする支給決定障害者等は、事業者に受給者証を提示して当該日中一時支援を受けるものとする。

2 事業者は、日中一時支援の提供の都度、地域生活支援事業提供実績記録票（第4号様式）に必要事項を記載し、支給決定障害者等の確認を受けるものとする。

（申請内容の変更の届出）

第7条の2 支給決定障害者等は、氏名、住所その他の申請内容を変更したときは、居住地等変更届出書（第4号様式の2）により14日以内に市長にその旨を届け出なければならない。

（受給者証の再交付）

第7条の3 受給者証の再交付の申請をしようとする者は、受給者証再交付申請書（第4号様式の3）を市長に提出しなければならない。

（支給決定の変更）

第8条 支給決定障害者等は、現に受けている第5条第2項の日中一時支援の支給量の変更を申請するときは、市長に対し、地域生活支援事業支給変更申請書兼利用者負担額減額・免除等変更申請書（第5号様式）により当該支給決定の変更申請をすることができる。

2 市長は、前項の規定による申請に基づき支給量の変更を決定したときは、地域生活支援事業支給変更決定通知兼利用者負担額減額・免除等変更決定通知書（第6号様式）により申請者に通知するものとする。

（支給決定の取消し）

第9条 市長は、次の各号に掲げるときは、当該支給決定を取り消すことができる。

- (1) 支給決定障害者等が、日中一時支援を受ける必要がなくなったと認めるとき。
- (2) 支給決定障害者等が、受給者証の有効期間内に、本市に居住しなくなったと認められるとき。
- (3) 支給決定を受けた障害児の保護者又は障害者が、第4条及び第8条の規定による申

請に関し、虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(4) その他市長が適当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支給決定を取消したときは、支給決定取消通知書（第6号様式の2）により当該支給決定障害者等に通知するものとする。

3 第1項の規定により支給決定の取消しを受けた当該支給決定障害者等は、速やかに受給者証を市長に返還しなければならない。

（請求）

第10条 日中一時支援の提供を受けた支給決定障害者等は、日中一時支援費請求・受領委任届出書（第7号様式）により日中一時支援費の請求及び受領を登録事業者に委任することができる。

（日中一時支援費の支給）

第11条 日中一時支援費の支給は、日中一時支援に関して次条の規定により支給する給付とする。

（日中一時支援費の支給方法）

第12条 市長は、支給決定障害者等が支給決定の有効期間内において、登録事業者から日中一時支援の提供を受けたときは、当該支給決定障害者等に対し、当該日中一時支援（支給量の範囲内のものに限る。）に要した費用（食事の提供に要する費用、居住又は滞在に要する費用その他の日常生活に要する費用のうち市長が別に定める費用（以下「特定費用」という。）を除く。）について日中一時支援費を支給する。

2 前項の日中一時支援費の額は、同一の月に受けた当該日中一時支援に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、市長が別に定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該日中一時支援に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に日中一時支援に要した費用の額）の合計額（以下「基準額」という。）から、基準額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を控除して得た額とする。

3 基準額から前項の規定により算定された同一の月における日中一時支援費を控除して得た額が、別表に規定する負担上限月額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、日中一時支援費の額は、基準額から支給決定障害者等の負担上限月額を控除して得た額とする。

4 日中一時支援費の請求は、地域生活支援事業給付費請求書（第7号様式の2）に、地

域生活支援事業給付費明細書（第7号様式の3）及び地域生活支援事業提供実績記録票の写しを添えて、日中一時支援を提供した月の翌月10日までに行わなければならない。

- 5 市長は、前項の請求書の提出があったときは、請求の内容を審査し、適當と認めたときは、請求のあった日に属する月の翌月末日までに日中一時支援費を支給するものとする。

（日中一時支援事業者の登録）

第13条 日中一時支援事業を行おうとするものは、この要綱で定めるところにより、日中一時支援事業者としての登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録は、日中一時支援事業を行う者の申請により、当該日中一時支援事業を行う事業所（以下「事業所」という。）ごとに行うものとする。

（日中一時支援事業者の登録の申請等）

第14条 前条の規定により日中一時支援事業者としての登録を受けようとするものは、日中一時支援事業者登録申請書（第8号様式）に次に掲げる事項を記載した書類を添えて市長に提出し、その登録を受けなければならない。

- (1) 事業所の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び所在地並びにその代表者の職・氏名
- (3) 申請者の定款及びその登記簿の謄本等
- (4) 事業に使用する建物の平面図及び写真
- (5) 事業所の管理者の氏名、経歴及び住所
- (6) 運営規程
- (7) 事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (8) 事業に係る資産の状況
- (9) 前各号に掲げる者のほか市長が特に必要と認めるもの

- 2 市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、事業者が次に掲げる要件のいずれにも該当するものと認めるときは日中一時支援事業者登録承認通知書（第9号様式）により、いずれかに該当しないと認めるときは日中一時支援事業者登録却下通知書により申請者に通知するものとする。

- (1) 事業者は、当該登録に係る事業所ごとに、市長が別に定める日中一時支援事業の人員、設備及び運営に関する基準（以下「基準」という。）に従い、事業所が満たすべき基準又は確保すべき員数を有すること。

- (2) 事業者は、基準に従い、適正な日中一時支援事業を継続的に運営すること。
  - (3) 事業者が日中一時支援事業に類する事業その他市内において、在宅の障害児（者）の福祉及び医療の増進に資する事業で市長が認めるものの事業実績を有すること。
- 3 前項の規定により登録の承認を受けた事業者が第1項の規定に基づき市長に提出した申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、遅滞なく日中一時支援事業者登録事項変更届出書（第10号様式）に、当該変更の状況が分かる書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 4 前条の規定により登録を受けている者が、事業を廃止し、若しくは休止し、又は再開しようとするときは、あらかじめ日中一時支援事業者事業廃止（休止・再開）届出書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

（報告等）

第15条 市長は、日中一時支援費の支給に関して必要があると認めるときは、登録事業者に対し報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は松山市職員に関係者に対して質問させ、若しくは登録事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができる。

（登録の取消し等）

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該日中一時支援事業者に係る第13条の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

- (1) 日中一時支援事業者が、当該登録に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、基準を満たすことができなくなったとき。
- (2) 日中一時支援事業者が、基準に従って適正な日中一時支援事業の運営をすることができなくなったとき。
- (3) 日中一時支援事業に要する費用の請求に関し不正があったとき。
- (4) 日中一時支援事業者が前条の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を求められてこれに従わず、又は虚偽の報告を行ったとき。
- (5) 日中一時支援事業者が、不正の手段により第13条の登録を受けたとき。
- (6) その他市長が適当と認めたとき。

（遵守事項）

第17条 事業者は、日中一時支援事業の提供に当たり、障害者等及び障害児の保護者の

人格を尊重するとともに、法令及びこの要綱を遵守し、忠実にその職務を遂行しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、日中一時支援費の支給に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(支給決定障害者等に対する経過措置)

2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、現に法第19条第1項の規定により短期入所に係る障害福祉サービスに関して介護給付費の支給決定を受けている障害者又は障害児の保護者については、施行日に第3条の規定により日中一時支援費の支給決定を受けたものとみなす。

(事業者登録の経過措置)

3 施行日の前日において法第5条第8項に規定する短期入所に係る法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者であるものについては、施行日に、日中一時支援事業に係る第13条の規定による登録を受けたものとみなす。

4 前項の規定により、第13条の登録があったものとみなされた者に係る同項の登録は、当該者が施行日から平成19年3月31日までの間に第14条第1項の申請をしないときは、当該期間の経過によってその効力を失う。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表 (第12条関係)

区分	負担上限月額	備 考
1	0円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第4号に掲げる支給決定障害者等
2	4,600円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第3号に掲げる支給決定障害者等
3	9,300円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第2号に掲げる支給決定障害者等
4	37,200円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項第1号に掲げる支給決定障害者等

注 負担上限月額を算定する住民税所得割の額を算定する場合には、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。)があるときは、同号に規定する額に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。